

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和2年11月17日

報告事項件名	頁
(1) 水防体制再構築本部の部会の再編について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 災害用デジタルサイネージの構築について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 令和2年度地区防災計画の進捗について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(4) 足立区国民保護計画修正（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・	9

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和2年11月17日

件名	水防体制再構築本部の部会の再編について																								
所管部課名	総合防災対策室災害対策課、防災力強化担当課、調整担当課																								
内容	水防体制再構築本部の部会の再編について下記のとおり報告する。																								
	記																								
	<p>1 趣旨</p> <p>令和元年台風第19号を受けて、令和元年11月に水防体制再構築本部を設置し5つの部会で課題の検討を行ってきた。</p> <p>これまでの検討で一部の部会については概ねその役割を果たしてきたこと、また残された課題についてより一層の検討を行う必要があることから、以下のとおり部会を再編する。</p> <p>2 再編内容</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【これまでの体制】</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr><td>避難所運営部会</td></tr> <tr><td>垂直避難部会</td></tr> <tr><td>学校整備部会</td></tr> <tr><td>情報発信部会</td></tr> <tr><td>コミュニティタイムライン部会</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>再編統合</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【今後の体制】</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr><td>分散避難推進部会</td></tr> <tr><td>要支援者対策部会【新規】</td></tr> <tr><td>情報発信部会</td></tr> <tr><td>タイムライン部会</td></tr> </table> </div> </div> <p>3 各部会の検討内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">関係部</th> <th style="width: 50%;">主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分散避難推進部会</td> <td>総務部、危機管理部 衛生部、都市建設部 教育指導部 学校運営部 子ども家庭部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保 ・避難ルールの策定 ・縁故等避難の推進 ・感染症対策の推進 </td> </tr> <tr> <td>要支援者対策部会</td> <td>危機管理部 地域のちから推進部 福祉部、衛生部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者の避難場所の確保 ・避難行動要支援者の避難ルールの策定 </td> </tr> <tr> <td>情報発信部会</td> <td>政策経営部 危機管理部 地域のちから推進部 区議会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信タイムラインの作成 ・発信する情報内容の検討 </td> </tr> <tr> <td>タイムライン部会</td> <td>危機管理部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区水害時庁内タイムラインの策定 ・コミュニティタイムラインの推進 </td> </tr> </tbody> </table>		避難所運営部会	垂直避難部会	学校整備部会	情報発信部会	コミュニティタイムライン部会	分散避難推進部会	要支援者対策部会【新規】	情報発信部会	タイムライン部会	名称	関係部	主な検討内容	分散避難推進部会	総務部、危機管理部 衛生部、都市建設部 教育指導部 学校運営部 子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保 ・避難ルールの策定 ・縁故等避難の推進 ・感染症対策の推進 	要支援者対策部会	危機管理部 地域のちから推進部 福祉部、衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者の避難場所の確保 ・避難行動要支援者の避難ルールの策定 	情報発信部会	政策経営部 危機管理部 地域のちから推進部 区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信タイムラインの作成 ・発信する情報内容の検討 	タイムライン部会	危機管理部
避難所運営部会																									
垂直避難部会																									
学校整備部会																									
情報発信部会																									
コミュニティタイムライン部会																									
分散避難推進部会																									
要支援者対策部会【新規】																									
情報発信部会																									
タイムライン部会																									
名称	関係部	主な検討内容																							
分散避難推進部会	総務部、危機管理部 衛生部、都市建設部 教育指導部 学校運営部 子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保 ・避難ルールの策定 ・縁故等避難の推進 ・感染症対策の推進 																							
要支援者対策部会	危機管理部 地域のちから推進部 福祉部、衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者の避難場所の確保 ・避難行動要支援者の避難ルールの策定 																							
情報発信部会	政策経営部 危機管理部 地域のちから推進部 区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信タイムラインの作成 ・発信する情報内容の検討 																							
タイムライン部会	危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・足立区水害時庁内タイムラインの策定 ・コミュニティタイムラインの推進 																							
問題点 今後の方針	今後、再編した各部会で課題の検討を進めていく。																								

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和2年11月17日

件名	災害用デジタルサイネージの構築について
所管部課	総合防災対策室災害対策課
内容	<p>災害用デジタルサイネージ構築の進捗等について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 機能等概要</p> <p>(1) 主な新機能</p> <p>ア 地域BWA閉域網の利用 災害時など大手通信会社の回線が混雑してつながりにくくなること に対して、地域BWA回線を使用することで安定した情報発信が可能。</p> <p>イ 庁舎外からの遠隔制御機能 これまでは本庁舎からでしか操作ができなかったが、予め指定したス マートフォン等から場所を選ばず即時に情報発信が可能。</p> <p>ウ LアラートやLINEとの連携 避難所開設情報など、必要な情報を抽出してサイネージ画面に表示可 能。また、LINEに表示された内容をそのままサイネージに表示可能。</p> <p>(2) その他の機能</p> <p>ア 駅前など一部のサイネージを2画面にすることで、歩行者も情報を確 認しやすくなるとともに、より広いエリアの人が同時に視聴可能。</p> <p>イ 縦型画面表示により、離れた場所からも見通しが良くなるとともに、 1画面内で複数コンテンツも表示可能。</p> <p>ウ 輝度、解像度の向上により、日中でも鮮明に見えるとともに動画映像 品質が向上。</p> <p>2 費用概要</p> <p>(1) 契約金総額 : 231,000,000円 <内訳></p> <p>ア 構築費 : 213,579,000円</p> <p>イ 撤去関連費 : 17,421,000円 (15台撤去分) ※ 別紙1「災害用デジタルサイネージ費用関係資料」参照</p> <p>(2) 国庫補助金(都市安全確保促進事業) 41,527,000円(見込み)</p> <p>3 筐体イメージ ※ 別紙2「災害用デジタルサイネージ筐体イメージ図」参照</p>
問題点 今後の方針	令和3年4月新デジタルサイネージ全稼働(構築完了次第順次稼働予定)に 向け、引き続き構築を進める。

【災害用デジタルサイネージ費用関係資料】

現行機との比較

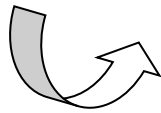
コスト		現行機 15箇所	新規導入機 9箇所	差引
合計	イニシャルコスト (構築費)	369,880千円	213,579千円 (撤去を除く構築費)	▲156,301千円
	ランニングコスト (5年間)	65,025千円	59,004千円	▲6,021千円
	総事業費 (5年間)	434,905千円	272,583千円	▲162,322千円

参考（1箇所当たり）

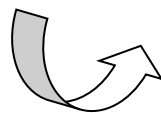
コスト		現行機	新規導入機	差引
1画面筐体	イニシャルコスト	24,658千円	18,497千円	▲6,161千円
	ランニングコスト (1年間)	867千円	1,311千円	444千円
2画面筐体	イニシャルコスト	24,658千円	25,226千円	568千円
	ランニングコスト (1年間)	867千円	1,311千円	444千円

【災害用デジタルサイネージ筐体イメージ資料】

2面筐体イメージ



1面筐体イメージ



現時点のイメージ。詳細は、現在検討中。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和2年11月17日

件名	令和2年度地区防災計画の進捗について																		
所管部課名	総合防災対策室災害対策課、調整担当課																		
内 容	<p>今年度進めている、地区防災計画の新規策定（12団体）及び既計画（平成29年度策定の10団体）の見直しに伴い実施するワークショップ等について、下記のとおり報告する。</p>																		
	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ワークショップについて 順次ワークショップを開催し、策定及び見直しを進めていく。特に、新規策定団体は、必要に応じて防災視点でのまち歩きを行い、防災マップの作成も進めていく。</p> <p>(1) 新規策定：ワークショップを概ね3回実施予定 (2) 既計画の見直し：ワークショップを概ね2回実施予定</p> <p>2 新規策定団体（12団体） (1) 小台・宮城地区の町会・自治会（6団体） 水防体制再構築本部において、水害時のコミュニティ・タイムライン策定に取り組んでいる町会・自治会（小台町会、宮城町会、宮城第三団地自治会、尾久橋スカイハイツ自治会、ラ・セーヌ小台自治会、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会）</p>																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">時 期</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和 2年</td> <td style="text-align: center;">3月～4月</td> <td>住民アンケート実施 小台・宮城地区5,480世帯(回答：1,397世帯)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月27日(土)</td> <td>検討部会発足式・第1回ワークショップ 場所：宮城小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月18日(土)</td> <td>第2回ワークショップ 場所：江南中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9月6日(日)</td> <td>第3回ワークショップ コロナ禍を想定した避難所運営訓練 場所：江南中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月～12月</td> <td>順次地区防災計画の形式に取りまとめ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和 3年</td> <td style="text-align: center;">3月24日</td> <td>足立区防災会議に地区防災計画（案）を付議</td> </tr> </tbody> </table>			時 期	内 容	令和 2年	3月～4月	住民アンケート実施 小台・宮城地区5,480世帯(回答：1,397世帯)	6月27日(土)	検討部会発足式・第1回ワークショップ 場所：宮城小学校	7月18日(土)	第2回ワークショップ 場所：江南中学校	9月6日(日)	第3回ワークショップ コロナ禍を想定した避難所運営訓練 場所：江南中学校	10月～12月	順次地区防災計画の形式に取りまとめ	令和 3年	3月24日	足立区防災会議に地区防災計画（案）を付議
	時 期	内 容																	
令和 2年	3月～4月	住民アンケート実施 小台・宮城地区5,480世帯(回答：1,397世帯)																	
	6月27日(土)	検討部会発足式・第1回ワークショップ 場所：宮城小学校																	
	7月18日(土)	第2回ワークショップ 場所：江南中学校																	
	9月6日(日)	第3回ワークショップ コロナ禍を想定した避難所運営訓練 場所：江南中学校																	
	10月～12月	順次地区防災計画の形式に取りまとめ																	
令和 3年	3月24日	足立区防災会議に地区防災計画（案）を付議																	

(2) 地域危険度が高い下記町会・自治会（6団体）

※ ◎：事前説明

町会・自治会長へ事前に事業内容等について説明

（必要に応じて町会・自治会の定例会に出向いて説明）

①：第1回ワークショップ

②：第2回ワークショップ

③：第3回ワークショップ

令和2年11月9日現在

	町会・自治会名	ワークショップ日程等	参加人数等
1	千住仲町会 (危険度：4)	◎： 8月11日(火)	町会長他3名
		①： 9月25日(金)	18名
		②： 11月 7日(土)	11名
		③： 12月～ 1月	
2	興野町会 (危険度：5)	◎： 7月31日(金)	町会長
		①： 11月12日(木)	
		②： 12月～ 1月	
		③： 2月～ 3月	
3	八千代自治会 (危険度：4)	◎： 8月 7日(金)	自治会長他3名
		①： 9月23日(水)	7名
		②： 11月 8日(日)	7名
		③： 1月～ 2月	
4	都営梅田三丁目 アパート自治会 (危険度：4)	◎： 8月4日(火)	自治会長他3名
		◎： 9月5日(土)	自治会長他9名
		①： 11月7日(土)	12名
		②： 1月9日(土)	
		③： 2月～ 3月	
5	興野北町会 (危険度：4)	◎： 8月 6日(木)	町会長
		①： 9月13日(土)	21名
		②： 11月～12月	
		③： 1月～ 2月	
6	西新井15部町会 (危険度：4)	◎： 8月 6日(木)	町会長
		①： 10月 3日(土)	19名
		②： 11月～12月	
		③： 1月～ 2月	

- 3 既計画の見直し団体（10団体）
 平成29年度に策定した下記町会・自治会
 ※ ◎：事前説明
 町会・自治会長へ事前に事業内容等について説明
 （必要に応じて町会・自治会の定例会に出向いて説明）
 ①：第1回ワークショップ
 ②：第2回ワークショップ

令和2年11月9日現在

	町会・自治会名	ワークショップ日程等	参加人数
1	千住中居町会	◎：11月4日（水）	町会長他4名
		◎：12月5日（土）	
		①：1月～2月	
		②：2月～3月	
2	千住龍田町町会	◎：11月2日（月）	町会長他5名
		◎：12月5日（土）	
		①：1月～2月	
		②：2月～3月	
3	柳原東町会	◎：11月	
4	柳原西町会	①：12月～1月	
		②：2月～3月	
5	中曽根町会	◎：8月28日（金）	町会長
		①：11月～12月	
6	本木一丁目南町会	②：2月～3月	
7	大谷田東自治会	◎：11月	
8	長門南部町会		
9	長門北部自治会	①：12月～1月	
10	長門西町会	②：2月～3月	

問題点
 今後の方針

- 1 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、町会・自治会とも相談し、ワークショップ開催など柔軟に対応していく。
 2 広く自主的な計画策定を促していくため、「地区防災計画策定の手引き《地震編》（令和元年10月完成）」に続き、《水害編》の作成を進めている。

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡資料

令和2年11月17日

件名	足立区国民保護計画修正（案）について											
所管部課名	総合防災対策室災害対策課、防災力強化担当課											
内容	<p>足立区国民保護計画修正（案）等について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 修正の方針等 国の「国民の保護に関する基本指針」（平成29年12月）の変更点を反映させる。 ※ 東京都は、国の変更に伴い東京都国民保護計画を令和元年7月に修正</p> <p>2 国民保護計画修正(案)の概要 (1) 基本指針変更等に伴う修正事項【新規追加】 ア 住民の避難行動等について、平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記 イ 避難施設に指定する際に、収容人数を把握することを明記 ウ 訓練の計画にあたり、様々な場所や想定で実践的な訓練を実施することを明記 エ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備について明記 オ 避難所等における感染症対策を講ずることを明記 (2) その他の修正事項 ア 区内の地理的、社会的特徴の修正（気候、人口等） イ 用語の修正（「要配慮者」を「避難行動要支援者」、「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」等） ウ その他（関係法令の改正に伴う文言の修正等）</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="379 1570 1329 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1570 703 1621">日程</th> <th data-bbox="703 1570 1329 1621">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1621 703 1686">11月中</td> <td data-bbox="703 1621 1329 1686">第1回足立区国民保護協議会（書面会議）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1686 703 1794">12月17日から 1月15日</td> <td data-bbox="703 1686 1329 1794">パブリックコメント募集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1794 703 1859">2月中</td> <td data-bbox="703 1794 1329 1859">東京都総務局総合防災部への協議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1859 703 1962">3月24日</td> <td data-bbox="703 1859 1329 1962">第2回足立区国民保護協議会 （足立区防災会議と同時開催）</td> </tr> </tbody> </table>		日程	内容	11月中	第1回足立区国民保護協議会（書面会議）	12月17日から 1月15日	パブリックコメント募集	2月中	東京都総務局総合防災部への協議	3月24日	第2回足立区国民保護協議会 （足立区防災会議と同時開催）
日程	内容											
11月中	第1回足立区国民保護協議会（書面会議）											
12月17日から 1月15日	パブリックコメント募集											
2月中	東京都総務局総合防災部への協議											
3月24日	第2回足立区国民保護協議会 （足立区防災会議と同時開催）											
問題点 今後の方針	来年3月に開催予定の国民保護協議会に向けた準備を計画どおり進めていく。											

立区国民保護計画変更 新旧対照表 (案)

令和2年11月17日

該当項目	新 (変更後)	旧 (変更前)								
第1編 P7 第4章、(2)	≪月別平均気温と降水量≫ グラフの修正 (別図のとおり)									
第1編 P7 第4章、(3)	(3) 人口 足立区の人口は <u>691,298</u> 人 (都内5番目)、人口密度は <u>12,982</u> 人/km ² である。また、外国人登録人口は <u>34,040</u> 人であり、 <u>新宿区、江戸川区</u> につき、 <u>3番目</u> である。 高齢者が人口に占める割合は <u>24.8%</u> であり、約4人に1人が65歳以上となる。 ※各数値については、数字で見る足立 <u>(令和2年版)</u> による。	(3) 人口 足立区の人口は <u>678,623</u> 人 (都内5番目)、人口密度は <u>12,744</u> 人/km ² である。また、外国人登録人口は <u>25,541</u> 人であり、 <u>新宿区、江戸川区</u> につき、 <u>3番目</u> である。 高齢者が人口に占める割合は <u>24.4%</u> であり、約4人に1人が65歳以上となる。 ※各数値については、数字で見る足立 <u>(平成28年版)</u> による。								
第1編 P12 第5章、2	2 緊急対処事態 <table border="1" data-bbox="510 794 1232 1125"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事態類型</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 危険物質を有する施設への攻撃</td> <td>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。	2 緊急対処事態 <table border="1" data-bbox="1301 794 2022 1217"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事態類型</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 危険物質を有する施設への攻撃</td> <td>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u></td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u>
事態類型	特徴									
1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。									
事態類型	特徴									
1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u>									

<p>第1編 P15 第1章、第1、1</p>	<p>1 区の各部・室等における平素の業務</p> <p style="text-align: center;">【区の各部・室等における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">政策経営部</td> <td>1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育指導部 学校運営部</td> <td>1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)	(略)		教育指導部 学校運営部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること	<p>1 区の各部・室等における平素の業務</p> <p style="text-align: center;">【区の各部・室等における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">政策経営部</td> <td>1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育部</td> <td>1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)	(略)		学校教育部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること
部等名	平素の業務																	
政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)																	
(略)																		
教育指導部 学校運営部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること																	
部等名	平素の業務																	
政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)																	
(略)																		
学校教育部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること																	
<p>第2編 P26 第1章、第4、2、 (3)</p>	<p><u>(3) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備</u> 区は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を整備する。</p>	<p>(新規)</p>																
<p>第2編 P26 第1章、第4、2</p>	<p><u>(4) 緊急情報ネットワーク（E m－N e t）の整備</u> <u>(5) 警察との連携</u> <u>(6) 国民保護に係るサイレンの住民への周知</u> <u>(7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</u> <u>(8) 民間事業者の協力</u></p>	<p><u>(3) 緊急情報ネットワーク（E m－N e t）の整備</u> <u>(4) 警察との連携</u> <u>(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知</u> <u>(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</u> <u>(7) 民間事業者の協力</u></p>																
<p>第2編 P31 第1章、第6、2、 (1)</p>	<p>(1) 区における訓練の実施 区は、近隣区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p>	<p>(1) 区における訓練の実施 区は、近隣区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p>																

	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>警察、消防、海上保安本部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>警察、消防、海上保安本部等、自衛隊等との連携を図る。</u></p>
<p>第2編 P31 第1章、第6、2、 (2)</p>	<p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練、<u>様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</u></p>	<p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、<u>実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</u></p>
<p>第2編 P33 第2章、1、(1)</p>	<p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【区において集約・整理する基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図（GIS（地図情報システム）を活用） （略） ○ <u>避難行動要支援者名簿</u> 	<p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【区において集約・整理する基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図（GIS（地図情報システム）を活用） （略） ○ <u>要配慮者の避難支援プラン</u>
<p>第2編 P34 第2章、1、(3)</p>	<p>(3) 高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として検討している<u>避難行動要支援者名簿</u>の活用も考慮しつつ、<u>避難行動要支援者の避難対策</u>の確立を図る。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者対策班</u>」を迅速に設置し、都の要配慮者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>(3) 高齢者、障がい者等の<u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として検討している<u>避難支援プラン</u>の活用も考慮しつつ、<u>要配慮者の避難対策</u>の確立を図る。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>要配慮者対策班</u>」を迅速に設置し、都の要配慮者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>

第2編 P37 第2章、5	5 避難施設の指定への協力 区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて、 <u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。</u>	5 避難施設の指定への協力 区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。																																
第2編 P38 第2章、6、(1)	(1) 生活関連等施設の把握等 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 <table border="1" data-bbox="528 395 1232 683"> <tr> <td>国民保護法施行令</td> <td>各号</td> <td>施設・物質の種類</td> <td>所管省庁名</td> </tr> <tr> <td>第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(略)				第28条	8号	毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省、農林水産省	(1) 生活関連等施設の把握等 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 <table border="1" data-bbox="1319 395 2029 683"> <tr> <td>国民保護法施行令</td> <td>各号</td> <td>施設・物質の種類</td> <td>所管省庁名</td> </tr> <tr> <td>第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒薬・劇薬(薬事法)</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(略)				第28条	8号	毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																															
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																															
(略)																																		
第28条	8号	毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省、農林水産省																															
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																															
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																															
(略)																																		
第28条	8号	毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省																															
第2編 P39 第2章、7、(1)	7 <u>避難行動要支援者支援に関する連携等</u> (1) 体制整備 区は、「 <u>避難行動要支援者(*)の把握</u> 」「 <u>避難行動要支援者への情報提供体制の整備</u> 」「 <u>地域やボランティアによる支援体制作り</u> 」等を推進する。 (※脚注) (※) <u>避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。</u>	7 <u>要配慮者支援に関する連携等</u> (1) 体制整備 区は、「 <u>要配慮者(*)の把握</u> 」「 <u>要配慮者への情報提供体制の整備</u> 」「 <u>地域やボランティアによる支援体制作り</u> 」等を推進する。 (※脚注) (※) <u>要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。</u>																																
第2編 P39 第2章、7、(3)	(3) 都との連携の確保 ア 区は、都と連携し、迅速に <u>避難行動要支援者</u> の支援ができるような体制の整備を進める。 イ 区は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、 <u>避難</u>	(3) 都との連携の確保 ア 区は、都と連携し、迅速に <u>要配慮者</u> の支援ができるような体制の整備を進める。 イ 区は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、 <u>要配</u>																																

	<p><u>行動要支援者</u>の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して迅速かつ的確に <u>避難行動要支援者</u> を支援できるよう努める。</p>	<p><u>慮者</u>の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して迅速かつ的確に <u>要配慮者</u> を支援できるよう努める。</p>																								
<p>第2編 P42 第4章、1、(1)</p>	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>による<u>情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努め</u>、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。</p>	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。</p>																								
<p>第3編 P50, 52 第2章、1、(3)</p>	<p>(3) 区対策本部の組織構成及び機能</p> <p>【区の各部室課における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部・室等名</th> <th style="width: 80%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策経営部</td> <td>1 復旧・復興計画に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域のちから推進部</td> <td>1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>避難行動要支援者</u>の対応に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>1 社会福祉団体との連絡調整に関すること (略) 5 <u>避難行動要支援者</u>の対応に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部・室等名	業務内容	政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること (略)	(略)		地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>避難行動要支援者</u> の対応に関すること (略)	(略)		福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること (略) 5 <u>避難行動要支援者</u> の対応に関すること	<p>(3) 区対策本部の組織構成及び機能</p> <p>【区の各部室課における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部・室等名</th> <th style="width: 80%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策経営部</td> <td>1 復旧・復興計画に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域のちから推進部</td> <td>1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>要配慮者</u>の対応に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>1 社会福祉団体との連絡調整に関すること (略) 5 <u>要配慮者</u>の対応に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部・室等名	業務内容	政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること (略)	(略)		地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>要配慮者</u> の対応に関すること (略)	(略)		福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること (略) 5 <u>要配慮者</u> の対応に関すること
部・室等名	業務内容																									
政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること (略)																									
(略)																										
地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>避難行動要支援者</u> の対応に関すること (略)																									
(略)																										
福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること (略) 5 <u>避難行動要支援者</u> の対応に関すること																									
部・室等名	業務内容																									
政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること (略)																									
(略)																										
地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>要配慮者</u> の対応に関すること (略)																									
(略)																										
福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること (略) 5 <u>要配慮者</u> の対応に関すること																									

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>こと (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>教育指導部 学校運営部</td> <td>1 区立学校・幼稚園(幼保園を含む。)の被害情報収集及び連絡調整に関すること (略)</td> </tr> </table>		こと (略)	(略)		教育指導部 学校運営部	1 区立学校・幼稚園(幼保園を含む。)の被害情報収集及び連絡調整に関すること (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育部</td> <td>1 区立学校・幼稚園(幼保園を含む。)の被害情報収集及び連絡調整に関すること (略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)		学校教育部	1 区立学校・幼稚園(幼保園を含む。)の被害情報収集及び連絡調整に関すること (略)
	こと (略)													
(略)														
教育指導部 学校運営部	1 区立学校・幼稚園(幼保園を含む。)の被害情報収集及び連絡調整に関すること (略)													
	(略)													
(略)														
学校教育部	1 区立学校・幼稚園(幼保園を含む。)の被害情報収集及び連絡調整に関すること (略)													
第3編 P63 第5章、第1、1、 (2)	<p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ(http://www.city.adachi.tokyo.jp/)、<u>A-メール(*)</u>、<u>足立区LINE公式アカウント(*)</u>に警報の内容を掲載及び発信する。</p> <p>(※脚注)</p> <p>(*) <u>災害に関する情報や緊急情報などをリアルタイムに発信する無料サービス</u> アカウント名：足立区、LINE ID：@adachicity</p>	<p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ(http://www.city.adachi.tokyo.jp/) <u>やA-メール(*)</u>に警報の内容を掲載する。</p>												
第3編 P64 第5章、第1、2、 (1)	<p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)</u>、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>等を活用し、<u>地方公共団体に伝達される。</u>区長は、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>と連携している情報伝達手段等により、<u>原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p><u>ただし、全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	<p>(1) 警報の内容の伝達方法については、<u>当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p>												

<p>第3編 P65 第5章、第1、2、 (3)</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉担当部署との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>要配慮者</u>について、防災・福祉担当部署との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>要配慮者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>
<p>第3編 P69 第5章、第2、2、 (3)</p>	<p>(3) 避難実施要領の作成の際における考慮事項 避難実施要領の作成の際には、以下の点に考慮する。 ① 避難の指示の内容確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態) (略) ⑥ <u>避難行動要支援者</u>の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者支援班</u>の設置)</p>	<p>(3) 避難実施要領の作成の際における考慮事項 避難実施要領の作成の際には、以下の点に考慮する。 ① 避難の指示の内容の<u>確認</u> (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態) (略) ⑥ <u>要配慮者</u>の避難方法の決定 (<u>避難支援プラン</u>、<u>要配慮者支援班</u>の設置)</p>
<p>第3編 P72 第5章、第2、3、 (6)</p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮 区長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者対策班</u>を設置し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 なお、<u>避難行動要支援者</u>の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等<u>要配慮者</u>への配慮 区長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者対策班</u>を設置し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と協力して、<u>要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 なお、<u>要配慮者</u>の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>
<p>第3編 P73 第5章、第2、3、 (7)</p>	<p>(7) <u>大規模集客施設等における避難</u> 区長は、<u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	<p>(新規)</p>

<p>第3編 P73 第5章、第2、3</p>	<p>(8) 残留者等への対応 (9) 避難場所の運営 (10) 避難所等における安全確保等</p>	<p>(7) 残留者等への対応 (8) 避難場所の運営 (9) 避難所等における安全確保等</p>
<p>第3編 P73 第5章、第2、3 (11)</p>	<p>(11) <u>避難所等における感染症対策</u> 区は、その管理する避難所において、「<u>避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)</u>」(令和2年6月東京都福祉保健局作成)等を踏まえ、<u>新型コロナウイルス等の感染症に対する予防・蔓延防止の必要な対策を講ずる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第3編 P73 第5章、第2、3</p>	<p>(12) 動物の保護等に関する配慮 (13) 通行禁止措置の周知 (14) 都に対する要請等 (15) 避難住民の運送の求め等 (16) 避難生活段階における区・各機関等の役割分担 (17) 避難住民の復帰のための措置</p>	<p>(10) 動物の保護等に関する配慮 (11) 通行禁止措置の周知 (12) 都に対する要請等 (13) 避難住民の運送の求め等 (14) 避難生活段階における区・各機関等の役割分担 (15) 避難住民の復帰のための措置</p>
<p>第3編 P78 第5章、第2、4、 (1)</p>	<p>(1) 突発的かつ局地的な事態の場合 (略) 弾道ミサイル攻撃(通常弾頭、BC弾頭) ① 発射後短時間で着弾することが予想されるため、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。</u></p>	<p>(1) 突発的かつ局地的な事態の場合 (略) 弾道ミサイル攻撃(通常弾頭、BC弾頭) ① 発射後短時間で着弾することが予想されるため、<u>迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。</u></p>
<p>第5編 P129 第4章、3、(3)、 ウ</p>	<p>ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済み傷病者に対する被ばく医療を実施する。</p>	<p>ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済み傷病者に対する <u>緊急</u>被ばく医療を実施する。</p>

別図 《月別平均気温と降水量》

新（変更後）	旧（変更前）																																							
<p>※ 《月別平均気温と降水量》については、令和2年中の観測データを基に作図を実施</p> <p style="text-align: right;">（観測地点：足立区役所 令和3年1月作成）</p>	<div data-bbox="1184 252 1975 791" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">《月別平均気温と降水量》</p> <table border="1" style="display: none;"> <caption>《月別平均気温と降水量》データ</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量(mm)</th> <th>気温(°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>70</td><td>7</td></tr> <tr><td>2</td><td>30</td><td>8</td></tr> <tr><td>3</td><td>70</td><td>12</td></tr> <tr><td>4</td><td>80</td><td>18</td></tr> <tr><td>5</td><td>90</td><td>23</td></tr> <tr><td>6</td><td>130</td><td>26</td></tr> <tr><td>7</td><td>110</td><td>29</td></tr> <tr><td>8</td><td>300</td><td>28</td></tr> <tr><td>9</td><td>240</td><td>24</td></tr> <tr><td>10</td><td>70</td><td>18</td></tr> <tr><td>11</td><td>110</td><td>12</td></tr> <tr><td>12</td><td>60</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（観測地点：足立区役所 平成29年1月作成）</p> </div>	月	降水量(mm)	気温(°C)	1	70	7	2	30	8	3	70	12	4	80	18	5	90	23	6	130	26	7	110	29	8	300	28	9	240	24	10	70	18	11	110	12	12	60	8
月	降水量(mm)	気温(°C)																																						
1	70	7																																						
2	30	8																																						
3	70	12																																						
4	80	18																																						
5	90	23																																						
6	130	26																																						
7	110	29																																						
8	300	28																																						
9	240	24																																						
10	70	18																																						
11	110	12																																						
12	60	8																																						